

●香川県公告第二百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年四月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の名称及び住所

ジャスコ株式会社

東京都千代田区神田錦町一丁目一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ多度津ショッピングセンター

仲多度郡多度津町北鴨二丁目六二七番地ほか

3 変更しようとする事項

一 大規模小売店舗の名称

変更前 ジャスコ多度津ショッピングセンター

変更後 イオンタウン多度津ショッピングセンター

二 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

名 称

住 所

変更前 株式会社メガネの丸善

徳島県徳島市元町二一六

株式会社コックス

静岡県浜松市鍛冶町三二〇―二三

変更後 愛眼株式会社

大阪市天王寺区大道四一九―一二

株式会社レディ薬局

愛媛県松山市東石井町四八九番地

コムパス株式会社

広島県福山市南蔵王町一一五一五〇

4 変更年月日

平成十三年三月十七日

5 変更理由

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定に基づく届出を行った後の事情変更により、大規模小売店舗の名称及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の一部が変更したため。

二 届出年月日

平成十三年三月二十二日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部商工政策課

多度津町役場産業課

2 縦覧期間

平成十三年四月三日（火曜日）から平成十三年八月三日（金曜日）まで

なお、法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十三年八月三日（金曜日）まで）に次の提出先に到着するように提出するものとする。

1 記載すべき項目

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇

高松市番町四丁目一番十号

香川県商工労働部商工政策課商業振興担当